答 弁 第 八 号昭和二十八年十二月八日受領

(質問の

八

内閣衆質第八号

昭和二十八年十二月八日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆 議 院 議 長 堤 康 次 郎 殿

衆議院議員並木芳雄君提出国立病院、 研究所等に働く病理、 細菌技術者の身分に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議 院議 員並木芳雄君提出国立病院、 研究所等に働く病理、 細菌技術者の身分に関する質問

に対する答弁書

病理、 細菌技術者の身分に対する取扱については、 種々問題があるので目下検討中である。

従前よりレントゲンその他の技術者と区別されてはおら

その級別は、三級から九級までであつて八級、

九級に

国立病院、

療養所における待遇については、

ず同一の資格基準表により運用されてきている。

ついては役付職員がこれに該当し本官、 雇よう人という身分上の差で区別はない。 然しながら、 技術 \mathcal{O}

専門化とともにその業務内容が高度化されてきた実状にあるので、 身分法の制定 の如 何を問 わ ず本官の

定員を増員して待遇の改善を図りたいと考えている。

三 目下検討中である。

兀 病理、 細菌等の検査技術については、 従来医師が相当範囲行つてきたものであるが、 近年医師の補助

者たる技術者に分担されるようになり、 その検査技術についても相当専門化を要求される段階に到つて

いる。従つて、政府としてもその職務の性質にかんがみこれら技術者の待遇を改善する方策を目下考慮

中である。

五 目下検討中である。

六 二の通りである。

右答弁する。

七 一の通りである。

兀